

神代直人の捕縛 — 大村益次郎襲撃犯に対する山口藩の対応 —

伊藤 一晴

はじめに

神代直人とは、明治二年（一八六九）九月四日に起こった大村益次郎襲撃事件の首謀者とされる人物である。また、四国連合艦隊下関砲撃事件の講和交渉から帰った高杉晋作・伊藤博文の殺害を企てたとされ、大村益次郎や明治維新に関する様々な小説等で、過激な攘夷主義者というイメージで語られることが多い。

しかし、実際の人物像は知られておらず、その最期も、捕縛直前に割腹し存命が覚束無いため斬首した、という山口藩からの報告とともに、依然として曖昧なままといえよう。⁽³⁾ 本稿では、国立公文書館・山口県文書館に所蔵されている史料を中心に、この神代直人という人物の捕縛とその最期について検討し、この人物への対応を含む、明治初における攘夷派に対する山口藩の強硬な対応を確認したい。

一 大村益次郎襲撃犯の捕縛と処刑

大村益次郎襲撃事件は、明治二年（一八六九）九月四日に発生した。この事件は襲撃犯の処刑が急遽延期された粟田口止刑事件とともによく知られているが、今一度簡単に整理しておきたい。

明治二年九月四日、京都の旅宿に宿泊していた大村益次郎が八人の兇徒に襲撃された。大村は重傷を負ったが一命をとりとめ、蘭医ボードウインの手当てを受けたものの、その後に傷が悪化し、同年十一月五日に亡くなった。

襲撃犯は、襲われた大村と同じ山口藩出身の神代直人・団伸二郎（二十二才）・大田光太郎（瑞穂、二十一才）の三名と、当時軍曹で白河藩出身の伊藤源助（二十八才）、越後国郷士の五十嵐伊織（二十九才）、久保田藩陪臣の金輪五郎（二十九才）、信州伊奈郡名古熊村の関島金一郎（三十一

才）、三河出身の宮和田進の総勢八名であった。八名は京都において、西洋化を進める政府への批判で意気投合し、その中心人物として大村益次郎の襲撃に及んだという。襲撃犯のうち、宮和田は事件時に負傷し仲間に介錯され、団・大田・金輪・五十嵐の四名が北陸へ逃走したが、九月七日に越前府中で捕らえられた。また、伊藤は十一日に京都府内で、関島は二十七日に信州飯田でそれぞれ捕らえられた。

本稿の目的は明治初山口藩における攘夷派への対応を確認することにあるため、山口藩出身の三名について、その出自を多少掘り下げて紹介しておく。⁽⁴⁾

神代直人は、萩藩士であった神代一平の嫡男。安政二年（一八五五）時の神代一平の分限は三人扶持十九石一斗であり、給地はない。⁽⁵⁾ 神代一平家は萩藩内において中船頭という階級に属していた。中船頭は扶持方四人以下、禄高二石以下とされ、萩藩の三田尻船倉にあつて船舶操縦を掌り、常に三田尻に居住したが、文久三年（一八六三）十二月に廃されたといふ。⁽⁶⁾ 一平の嫡男とされる直人は、諸隊の一つであつた御楯隊の相図方としても名が見える。⁽⁷⁾ つまり神代直人は下級とはいえ萩藩直臣の嫡男として育ち、諸隊に参加した人物であつた。

一方、団伸二郎（伸次郎・御楯とも）は、萩藩寄組児玉家の家臣、つまり萩藩からみれば陪臣の家に育つた。児玉家は安政二年時、禄高三〇八四石六斗三合で、小郡（現山口市小郡）・台道（現防府市台道）に給地をもつ萩藩内でも上級の家臣であつた。伸二郎は児玉家の給地のあつた台道村の伊藤家に、三人兄弟の次男として生まれ、四境戦争の際に小倉口の戦いに参戦したとされる。⁽⁸⁾ なお、兄の伊藤三亮（三介・三輔）も翌三年、脱隊騒動に加わり斬首されていふ。⁽⁹⁾

大田光太郎（瑞穂・瑞太郎とも）も、毛利一門である右田毛利家の家臣の家に生まれ、萩藩からみれば団伸二郎と同じく陪臣という立場であつた。光太郎の父である大田梁平（稲香）は、元々医者であり、文政十年（一八二七）に豊後日田の広瀬淡窓に学び、天保元年（一八三〇）には長崎へ游学、同十二年には高島秋帆について砲術を学んだとされる。そのようにして蓄えた知識を求められ、右田毛利家の家臣にとりたてられ、その後は、学文堂といふ学舎を統べ、四境戦争時には防府の総督を務めたといふ。⁽¹⁰⁾ 大田光太郎はこのように学問に通じた父をもち、自身の口書によれば、事情があつて家督は弟に譲つたものの、⁽¹¹⁾ 団伸二郎とともに他国勤学の志をもつて京都へ上つたといふ。

この山口藩出身者の三名は、ともに大楽源太郎の門下生であった¹²⁾ことから、後まで大村益次郎襲撃の黒幕を大楽源太郎とする説の根拠となっているが、残された史料に、襲撃事件と大楽との関係を直接示すものはない¹³⁾以上、山口藩出身の三名は山口藩の中では下級藩士（神代）と陪臣（団・大田）の出であり、いずれも禄高は高くなく、おそらく大田光太郎も含め、諸隊に身を投じた者達であったといえよう。

団伸二郎・大田光太郎・伊藤源助・五十嵐伊織・金輪五郎・関島金一郎の六名は、梟首が決定し、十二月二十日の刑執行直前に弾正台の横槍が入って急遽延期させられたものの、十二月二十七日朝に刑が執行された。

二 「公文録」に見る神代直人の捕縛

以上のように、神代直人以外の襲撃犯は梟首となったが、事件の首謀者とされた神代直人については、捕縛時に割腹したため余儀なく斬首したという山口藩の報告をもとに、団・大田らと同じく梟首と決まったものの、首は京都へ送られることなく、さらされた六名の首の横に罪状を記した紙が張り出された。山口藩において仮埋めされていた死骸は、結

神代直人の捕縛（伊藤）

局、そのまま取り捨てられることとなった¹⁴⁾。

神代直人の捕縛及びその報告については「公文録 粟田口止刑始末一」のうち、「一山口藩ヨリ脱藩人神代直人捕縛并処刑届」としてまとめられている史料が基本となる。次に、捕縛時に割腹したため余儀なく斬首したとする報告がどのようになされたのか、この史料を検討したい。

「一山口藩ヨリ脱藩人神代直人捕縛并処刑届」は全体が五つの文書で構成されている（便宜上【文書a】～【文書e】とする。なお、傍点は全て筆者による）。

まず十月（日付無）、大津四郎右衛門から留守官に対し、神代直人捕縛の一報が入っている。

【文書a】

先般大村兵部大輔殿旅宿へ及乱暴候賊党ノ内、当藩神代直人召捕候段元ヨリ申越シ候間、此段不取敢御届申上候、以上

毛利宰相内

十月 大津四郎右衛門

留守官

御伝達所

大津四郎右衛門（唯雪）は、村田清風の次男で、この時は

京都府

御中

公用人として山口藩京都屋敷に詰めていた⁽¹⁵⁾つまり、この文書は国元（山口藩）からの情報を得た山口藩京都屋敷が、同じく京都に置かれていた明治政府の留守官に対し送付したものである。この文書では神代直人を捕らえたと記されるのみで、斬首したという情報はもとより、捕縛時に割腹したとの情報も記されていない。

次の【文書 b】は、十一月四日付で東京の太政官弁官から京都の留守官に宛てて出された文書である。内容は、山口藩から神代直人斬首の報告を受けた、というものである。

【文書 b】

山口藩ヨリ神代直人斬首ノ儀届出候間、御達シ申入候也

十一月四日

弁官

留守官

御中

そして三番目の【文書 c】は、十一月十二日付けで、留守官から京都府に対して出された神代直人斬首の報告である

【文書 c】

別紙神代直人斬首ノ儀自東京御達シ有之候間、為御心得御廻シ申入置候也

十一月十二日

留守官

「自東京御達シ有之」と記されているとおり、太政官弁官から神代直人斬首の情報（【文書 b】）を受けた留守官が、襲撃犯の追捕にあつていた京都府に対し、その情報を伝えたと考えられる。但し、文中の「別紙」が次に示す【文書 d】にあたるか否かは判然としない。

【文書 d】

神代直人

右ノ者事先達テ於京都暴動ノ所業有之候付、早々召捕可申段御布令ノ趣モ有之精々探索仕候処、十月上旬豊後国姫島へ致潜匿居候由ニ付、捕縛方之者差遣シ候処遁去リ、終二周防国小郡ト申処ニテ及捕縛候処、已ニ屠腹致シ掛居存命ノ程無覚束ニ付、京都之始末糾問ノ上斬首申付候、嚴刑之儀ハ兼テ御沙汰之旨モ有之、且直人身上ニ就テハ可伺出答ニ候へ共、前段ノ次第無餘儀致処置候、依テ死骸ノ儀ハ致仮埋候、此段御届申上候様山口表ヨリ申越ニ付、宜御沙汰被成下度奉頼候、以上

十一月

山口藩公用人

宏道直記

弁官御役所

この【文書d】は、山口藩東京屋敷に詰めていた公用人宍道直記から太政官弁官に対し送付された文書である。つまり東京におけるやりとりであることは分かるが、日付はない。この文書には、神代直人を周防国小郡で捕縛したところ「已三層腹致シ掛居存命ノ程無覺束ニ付」、糾問した上で斬首し、死体は仮埋めたことが記されている。

そして最後に、同じく山口藩公用人の宍道直記から弁官宛てに提出された神代直人の口書が綴じられている。長文であるが、「公文録」の関係部分を漏れなく示すため全文を引用する。

【文書e】

神代直人

口書

一私儀国学為修行京都矢野玄道方入塾勉勵罷在候処、朝廷御入用ノ御書物買入ノタメ大坂罷下候折柄、私弟守人事死去ノ段到来有之、直様書翰相認矢野方差出置、当七月上旬同所出足、帰郷仕候、然ル処先般王政御恢復ニ相成、下々ニ至ル迄奉恐悦候処、当今ニ至リ外夷ノ御取扱御手厚被為在、却而人民ノ苦不容易、就テハ外夷ノ侮リ日々増長シ、

神代直人の捕縛（伊藤）

乍恐皇威不相立下奉存、太田瑞穂・団伸二郎申合セ七力可致ト決心罷居候央、大村兵部大輔殿著京相成候、然ル処大村氏ニ於テハ兼テ開港ノ説ヲ主張シ今日ノ形勢ニ立至リ候モ、必竟彼ノ所為ニ可有候、速ニ殺害ニ不及候而ハ王政御一新ノ御目的不相立、彼是慨歎ノ至リト考居候折柄、金輪五郎・宮和田進・五十嵐伊織并京都岡崎ニ居候伊藤源助ナド孰レモ同論ニテ、四条上ル町八百屋忠兵衛方其外所々潜伏、右暗殺ノ事件相謀リ、終ニ当九月四日夜同志ノ者并染島何某同道、大村氏旅宿へ斬入、私・五十嵐・染島三人河原ニ待合セ候処、無間一人驅出候テ一同内ヨリ追出、右ノ一人及殺害候付、大村氏ニ相違無之哉ト相尋候処、相違無之由伸二郎相答候付、然ハ梟首可致様申聞ケ、一同相分レ申候、右於旅宿打果候者ノ儀ハ存不申、猶駈出候一人ニテ、其外ハ一巴寛不申、其後潜伏中大村氏ノ首級ニ無之由承リ仰天仕候、京都出足前日、百万遍ノ内ニ居候佐々木大和助ト申者方罷越シ一宿相頼ミ候処、東京罷越由ニテ、土屋源吉ト申者居合セ、私帰国ノ儀相咄シ候処、同道可致候様トノ儀ニ付、勿論暗殺ノ事件ハ相咄シ不申、同月十二日頃出足、兵庫へ罷出乗船罷下リ候、船中ニテ私潜伏所源吉へ相頼ミ候処、姫島ニ居候清未忠藏ト申者源吉父ノ門人ニ

付、彼方へ添書差出候様申事ニテ認め貰ヒ、十月二日源吉一同姫島へ著、忠藏方罷越シ候、其後同所出船、小郡權卜申処へ罷帰候処、直ニ可被召捕様子相聞候付、屠腹仕掛ケ候儀ニ御坐候事

右之次第申出候間、此段御届申上候、以上

山口藩公用人

十二月

弁官御役所

安道直記

以上のように、「二山口藩ヨリ脱藩人神代直人捕縛并処刑届」には、神代直人捕縛に関する文書五点が収録されているものの、その内容には違和感が残る。まず、山口藩からの第一報【文書 a】では、召し捕らえたところのみで、捕縛時に割腹（屠腹）したとの記述はない。捕縛時に割腹したのであれば、第一報でその点に触れない理由が分からない。また、山口藩からの報告【文書 d】によれば捕縛時に「已ニ屠腹致シ掛居存命ノ程無覚束」と記されているにも関わらず、神代直人自身の供述書【文書 e】が理路整然と残され、後日提出されている。このような違和感が様々な憶測を生む一因となったと考えられよう。⁽¹⁶⁾

さらにこの五つの文書は、山口藩庁、山口藩東京屋敷、同京

都屋敷、太政官（在東京）、留守官（在京都）、京都府という、文書の差出・宛所が錯綜しており、事態を一層わかりにくくしているといえよう。

なお、明治六年以前の「公文録」の正本は全て謄写されたものであり、各省や府県に提出させた書類を編綴している副本の方がより史料的价值が高いことが近年指摘されている⁽¹⁷⁾。そこで副本を確認すると、字句の写し間違いが散見されるものの文意を大きく損なうものは無い一方、【文書 a・d・e】は山口県野紙、【文書 b・c】は太政官青色十行野紙が使われており、順番も a↓d↓c↓e↓b という正本とは異なる順で綴じられていることがわかる。よって五つの文書はそれぞれ単独で存在したと思われるものの、日付が無い【文書 d・e】が、実際に何日に提出されたものなのか、といった基本的な情報は確定できない。

三 「諸記録綴込」にみる神代直人の捕縛

このように、「公文録」のみでは、神代直人の捕縛及びその情報伝達経緯について明らかにすることは難しい。そこで毛利家文庫「諸記録綴込」という山口藩側の文書から、その

経緯を確認してみたい。

「諸記録綴込」とは毛利家の編輯所で嘉永六年（一八五三）～明治四年（一八七一）の編年史料とするために、諸役局の日記や事件記録などの諸記録を解体して、それを年月日順に編綴し直した四二七冊からなる文書である⁽⁴⁸⁾。

大村益次郎襲撃事件発生後から「諸記録綴込」を確認していくと、明治二年九月二十一日に山口藩京都屋敷にいる木梨平之進が国元（山口）に出した書状と、それに対する国元からの返信に神代直人に関する記述が確認できる（なお、この節で引用する史料は全て「諸記録綴込」（毛利家文庫三二部寄一七（一八の一四・一七）である）。

一木梨平之進方九月廿一日之状を以各々

大村旅宿暴動一件先便能美右門差返候間、可被成御承知と存候、就てハ京都府方も追々被入御手候処、其後段々被召捕候内、元軍務官軍曹相動候伊藤源之介と申者被召捕御調へ相成候処、右之者白状之次第^(傍線1)にてハ神代直人事兼て右一挙申合七、尚又直人兼々申分二ハ於国元も大村をねらい候ものも多人数有之候杯と申居候由及言上候付、旁不被差置趣二付大急速不被召捕てハ不相濟候間、当地ハ素之儀大阪辺迄も探索最中二候へとも未有無不相知、

神代直人の捕縛（伊藤）

^(傍線2)御国之罷帰候哉二も被相考候間、早々御国内御僉義相成候て御届二ても相成候儀二御座候得ハ早々其御取計可被成候、於爰元も無疎詮儀致候、前頭之次第二付てハ無願当地之罷登居候者も有之哉二相聞候付、追々召捕差返可申候間、何卒於御地も御僉儀可被成候、為其如是如斯御座候由

御面書之通致承知、右一件二付てハ一方御配慮之段御察致候、然^(傍線3)河代直人事ハ御国内ニおめて既ニ被召捕候付、此余之殘党共精々取調可致と存候、旁之趣御承知迄如是御座候、恐惶謹言

十月十日

捕らえられた伊藤源助（史料では伊藤源之介）の供述によると、神代直人こそ首謀者であり（「兼て右一挙申合セ」）、かつ直人は国元（山口藩）にも大村を狙う者達が数多くいると話していたという（傍線1）。これを聞いた木梨は、神代直人が国元へ帰っている可能性もあるとし、早々に山口藩内を調べて届け出るように伝えている（傍線2）。

この九月二十一日付の書状の返信として十月十日付で山口藩庁から出された書状（一字下げられて記されている箇所）では、既に神代直人（「神」を「河」と誤記）を国内で捕ら

えたことが簡単に記されている（傍線3）。なお、捕縛時に割腹したとの情報はない。

この史料から推測すれば、【文書a】は、山口藩庁より山口藩京都屋敷にもたらされた十月十日付書状（神代直人捕縛の第一報）を受けて、大津四郎右衛門が留守官宛に急遽提出したものとみることができよう⁽²⁰⁾。このことをさらに裏付けるのが、大津四郎右衛門が山口藩庁へ出した次の文書である。

一大津四郎右衛門方十月廿二日之状を以各え

先達て大村一件二付神代直人捕方之儀申越候処、於御国内被召捕候段御答被仰越致承知候、就てハ御届旁之儀ハ又々被仰越趣を以可致御届筈之処、右一件追々無何度彈正台御役処へ相聞候趣二付、御届延引相成候てハ御不都合之由ニ相聞候付、別紙之通不取敢致御届置候処、急速致連登候様御授有之候間、早々御僉義之上連登相成候様御沙汰可被下候、右為可得御意之由御座候由（以下、山口藩庁からの返信部分は後述）

大津四郎右衛門は、神代直人捕縛を承知したと述べた上で、（留守官への）届出は次の詳細な報告を待つてするべきではあるが、この件については何度となく弾正台（京都支

台）へ伝わっており、届出が遅れては不都合とのことなので別紙⁽²¹⁾のとおりとりあえず届け出たこと、その際、神代直人を連行してくるように命令があったので、詮議した上で至急連行するよう書き送っている。つまり、十月二十二日時点では、山口藩京都屋敷にも神代直人が捕縛時に割腹したという情報は届いておらず、よつて留守官に対する報告【史料a】にも当然記されていないのである。

しかし、その後、山口藩庁からは返信が無かつたため、大津四郎右衛門は十一月十一日付で、さらに次のように書状を山口藩庁へ送っている。

一大津四郎右衛門方十一月十一日之状を以各え

神代直人呼登儀先得御意置候処、又々京都府別紙之通り催促致候、然処於御地御仕置相成候様二灰々伝承致候処、実事ニ御座候哉、万一右様之義御座候ハ、御届書等程好御取調、至急可被仰越候、為右如是御座候由、（以下略）

内容は、神代直人を（京都へ）呼び登らせる件については、先便にて了解したことと思うが、又々京都府より別紙⁽²²⁾のとおり督促があった。しかし、御地（山口）において処刑したとの噂があるが本当であろうか、万が一本当である

ならば、御届書などを調べて至急報告するように、というものである。つまり山口藩京都屋敷に詰めていた大津四郎右衛門は、神代直人が国元から京都へ連行されてくると思い待っていたところ、音沙汰が無いばかりか、すでに山口で処刑されたとの噂が流れ、さらに京都府からも督促を受けたため、待ちきれずに再度山口へ書状を出しているのである。

一方、山口では、大津四郎右衛門の十一月十一日付書状と行き違いで、十一月十九日付けの書状を京都屋敷へ送っている。

御面書別紙旁致承知、直人事重々不謂所行二付知行没収・斬首被仰付候、尤朝廷之罪人御国方にて御所置難被仰付次第二付、いづれ迄も自殺之筋二御届不被仰付てハ不相濟、い細杉孫七郎承知にて東京罷登りいか、取計相成候哉、若御地之御届と齟齬致候てハ甚御不都合之事二付、東京方急速御地申越候様先日丁卯艦之便宜を以申越置候、追付可申参候間、其内右之御含を以其筋々程好御取計置候様二と存候、以上

十一月十九日

神代直人に対し「重々不謂所行二付」、知行没収・斬首を

神代直人の捕縛（伊藤）

仰せつけたこと、但し、朝廷の罪人を山口藩で処罰することは叶わないので、「いづれ迄も自殺之筋二御届」せざるをえないこと、ついでには杉孫七郎が東京で周旋した上で、京都へ結果を伝えるように言っているので、その結果を待つて取りはからうように伝えていく（杉孫七郎の上京については後述）。

ここまでみてくれば分かるように、山口藩は神代直人を捕らえ、処刑した上で、政府には捕縛時に割腹したためやむなく斬首した、と報告しているのである。事件の起こった京都府において、留守官、弾正台（京都支台）および京都府と応対していた大津四郎右衛門は、国元（山口）から捕縛の第一報を受け、間髪入れずに留守官に報告したものの、その後に行われた神代直人処刑の情報には十一月半ばまで知らされず、結果として第一報とは矛盾が生じてしまったのである。

四 神代直人の斬首と団・大田の引渡願

以上のように、「諸記録綴込」と「公文録」を併せみることで、神代直人は山口藩により捕縛・斬首されたものの、山

口藩庁・山口藩京都屋敷・山口藩東京屋敷の三者間で情報が共有されておらず、結果として政府への報告がちぐはぐになつていたことが判明する。

次にこの他の史料から、山口藩内において神代直人の捕縛から虚偽の報告がなされるまでの流れを辿つてみたい。

まず、十月十日に山口藩京都屋敷に対し捕縛の一報を送つた二日後の十二日、山口藩において神代直人は揚り屋（未決囚を拘置する建物）に収監されている。

十月十二日

神代直人

右御不審之趣有之被召捕揚り屋被入置御究可被仰付哉

(印) (印) (23)

さらに「木梨連日誌」⁽²⁴⁾にも次のように記される。

一山口より左之通申来ル

神代直人御不審之趣有之被召捕揚り屋入被仰付、此度御窮被仰付候二付、少監察老人檢証トシテ出勤被仰付候段中村又右衛門相授候付、同役源右衛門即刻出勤致候由申来ル

但大村益次郎一条之一段と申事之由

夜中横峠源三郎・吉田又五郎来ル

同十四日新忠江行、直様明倫館出勤講談出席

一山口より左之通申来ル

一聞繕事一ヶ条申来ル、政事堂より相授候由

一神代直人其外於京師暴挙之令処行、御究被仰付候付、同役源右衛門懸り二被仰付候事

木梨連は慶応年間「軍監」等に任ぜられて藩内諸隊の監察に当たつたとされる人物で、当時も小監察を務めている。⁽²⁵⁾この史料によると神代直人は揚り屋に収監された後、十四日に御究めが仰せつけられている。

そして十月二十日付で次のように申し渡されている。

十月廿日

神代直人

右於京都不所業之趣有之候二付、揚り屋ニ於ゐて斬首

被仰付候事

右之通可被仰付哉(印)(印)(印)(26)

このように、神代直人は藩による詮議を受けた上で、「揚り屋ニ於ゐて斬首」されることが決定した。

神代直人が捕縛された日時は判然としないが、十月十日から遡る数日以内に捕縛され、十月十二日に揚り屋に収監、取り調べが行われた後、十月二十日に斬首が決定し、おそらくあまり日を置かないうちに刑が執行されたと思われる。⁽²⁷⁾十

月十二日の揚り屋収監から斬首が決定された二十日まで八日間が経過しており、このことから、捕縛の際に割腹し存命が覚束無いため斬首した、という山口藩報告は全く信用できないことがわかる。

先述の通り、この決定は杉孫七郎によって東京にもたらされたが、その正確な月日が木戸孝允日記から明らかになる。

同（十月）廿七日 晴、杉猿村過る廿日御国を發し昨日東着今朝來訪、共に淺草辺に至り処々散步、奥山日吉家にて酒飯を認め其より東橋に至り雇舟日本橋に着し又佐くら庵にて晩食を認め相別れ築地伊藤に至り泊す⁽²⁸⁾

この記述により、杉孫七郎が十月二十日に御国（山口）を出発し、同月二十六日に東京に着いていたことが分かる。つまり、十月二十日の神代直人斬首決定直後に出発し、二十六日に東京着、二十七日には木戸に面会し、神代直人の斬首について報告したと考えられよう。木戸は同月二十九日、山口藩東京屋敷に宍道直記を訪ねており⁽²⁹⁾、十月二十九日までは神代直人斬首の報せが山口藩東京屋敷にもたらされたことがわかる。

では、先述の【文書d】（宍道直記↓弁官御役所宛、神代

神代直人の捕縛（伊藤）

直人捕縛・斬首報告）が提出された月日はいつであらうか。実は【文書d】と同じ文書が「御願出控 式」（毛利家文庫一雲上四四（六の二））に存在し、そこには「巳十一月二日宍道直記持参」と附記されている。よって【文書d】は十月末に杉孫七郎の報告を受けて文案が作成され、十一月二日に太政官宛に提出されたものであることが判明する。

一方、山口藩は同じく十一月二日、刑部省に対し、大田光太郎・団伸二郎の二名について、次のとおり身柄の引渡しをもとめている。

大田瑞穂
団伸二郎

右之者共先達而於京都暴動之所業有之御召捕相成候、就而ハ其節迷惑奉恐入候次第申上候通御座候、然処右等不心得之者共向後藩内罷在候而ハ愈以奉恐入候儀ニ付、右兩人御任せ被下候ハ、於藩内其罪を鳴し斬首申付、一統之懲ニ相成候様仕度奉存候、自然御任せ難相成次第ニ御座候ハ、速ニ嚴刑ニ被処度、此段御願申上候様申付越候付、宜御沙汰被成下候様奉願候、以上

山口藩公用人

宍道直記

十一月

刑部

御役所

已十一月二日宍道直記弁官持参之处、同七日御呼出ニ付、浮田八郎罷出候处、此書面刑部省差出候様との御授ニ而南薰風方御下渡ニ付、翌人日八郎刑部省持参之处、暫差控候様との御事ニ而、追而明石刑部少丞出会ニテ御書面之趣不被及御沙汰由を以御下渡ニ付、最前弁官差出候次第及弁解候处、当省役人中孰も致披見候而之儀ニ付御取下ケ相成候様との御授ニ候事⁽³⁰⁾

この願書の附記によると、十一月二日に宍道直記が弁官に持参したところ、刑部省へ提出するよう指示を受け、同月八日に刑部省へ持参したが、やはり却下された旨が記されている。このように太政官・刑部省へと持ちまわってでも二人の引渡しを試みたのは何故だろうか。

先述したとおり、この時既に山口藩東京屋敷は、藩上層部の意向のもと神代直人が国元で斬首されたことを承知していた。よって山口藩が大田光太郎・団伸二郎の引渡を求めた理由は、この二名に対しても神代直人と同様に、山口藩自らが敵刑に処すという強い意志があったからに他ならない。願書

に「於藩内其罪を鳴し斬首申付、一統之懲ニ相成候様仕度」とあるように、藩内の攘夷派に対して見せしめとしたいと述べていることは嘘ではないものの、その本音は、引渡しがない場合は「速ニ敵刑ニ被処度」とあるとおり、二人を確実に処刑することにあつたといえよう。当時、京都では依然として攘夷を標榜する者達が集まつており、横井小楠暗殺犯への処刑も実施されていなかった。山口藩は、攘夷派に同情的な京都において、弾正台（京都支台）などの影響のもと、襲撃犯に寛容な処置が下され、それが山口藩内外の尊攘派を勢いづかせることを危惧していたと考えられるのである。

五 神代直人の口書提出

京都府は刑部省宛十一月二十三日付の断刑伺の中で、神代直人の「糾問ノ書面」を提出するよう山口藩へ達したと述べている⁽³¹⁾。十二月に入り刑部省内で審理が開始された後も、依然として「糾問ノ書面」は刑部省まで届いていない。結局、刑部省では十二月七日、伊丹大判事が岩倉具視と大久保・副島・広沢の三参議列座の場で、「糾問ノ書面」は未達であるが、神代直人の処分を他の襲撃犯と合わせて実施（一

所で罪状揭示) することを決している。⁽³²⁾

これらの状況から、【文書e】の提出は十二月七日以降であったことが分かる。そこで毛利家文庫内の史料を確認すると、【文書e】と同じ文書が「朝廷エ御願出控 三」に存在し、附記に「巳十二月十二日宍道直記持参、錦見権少夫え渡之、口書差出候様御差函二付而也」とあり、【文書e】が十二月十二日に漸く太政官宛てに提出されたことがわかる。

なお、京都府は刑部省に対し、十二月三日付で「神代直人の口供」を送付している。⁽³³⁾この口供書(口書)は【文書e】とは文面が異なっており、その作成経緯は不詳であるが、【文書e】は文末に「屠腹仕掛候儀ニ御座候事」と記され、明らかに改変されているのに対し、京都府へ提出された口供書には十月十八日の日付が入っており、割腹の記述はない。よって京都府により書きとどめられた口書の方が信頼性は高いといえよう。

おわりに

大村益次郎襲撃犯に対し寛容な処置が下されるのではないか、という山口藩の危惧は、十二月二十日、刑場に引き出さ

神代直人の捕縛(伊藤)

れた襲撃犯六名の処刑が弾正台(京都支台)の横槍により急遽延期された時点で、一旦現実となった。既に十二月一日、山口藩内では脱隊騒動が勃発し、不満を募らせた諸隊兵が三田尻に集合、同四日に諸隊から藩政府へ提出された廉書には、一つ目に「一、当今之時勢ニ而攘夷相成不申儀固より承知罷在候得共、風俗異人様ニ相成候義余り甚敷儀に候哉と乍恐奉存候」⁽³⁵⁾とあり、さらに諸隊の歎願書には「一、近来御軍政向ニ付而は偏ニ西洋ニ流溺仕候様相成、初メ尊攘と被仰出候御国是とハ齟齬仕候廉々不少」⁽³⁶⁾とあるように、西洋化への忌諱、また西洋化を志向する藩政府への不満がありありとみてとれる。これらは大村益次郎襲撃犯の口書にみる襲撃理由と同様である。また、脱隊騒動の中で、出来たばかりの大村益次郎の墓が毀されるが、これもまた大村益次郎襲撃犯と同様の思考が、諸隊側に流れている証左といえよう。脱隊騒動には長い研究史があり、今ここで踏み入ることは避けるが、大村益次郎襲撃犯と脱隊騒動を起す諸隊兵は、ともに非西洋化・攘夷を掲げており、当時、外国人を極端に畏怖していた民衆の支持を一定程度得ていたと思われる。十二月二十七日、木戸孝允は杉孫七郎とともに帰藩し、脱隊騒動の鎮庄にあたることになるが、木戸を含む山口藩上層部は、大村益次

郎襲撃犯処罰という初期の段階から、強硬な姿勢を一貫して志向していたということが改めて確認できよう。

〔註〕

- (1) 大村益次郎襲撃事件及び襲撃犯の処刑が急遽延期された粟田口止刑事件については、田中時彦「大村益次郎襲撃事件―処刑に対する派閥対立の投影」(我妻榮編『日本政治裁判史録 明治・前』第一法規出版、昭和四十三年)に詳しい。
- (2) 伊藤博文述・小松緑編『伊藤公直話』千倉書房、昭和十一年後に『伊藤博文直話』(新人物往来社、平成二十二年)として復刻。
- (3) 毛利宗家の居城は幕末に萩から山口へ移り、明治二年当時には史料上も「山口藩」と見える。本稿では、この「山口藩」の呼称を用いる。但し、襲撃犯の出自の説明については、旧居城地の地名を冠した「萩藩」を用いることとする。
- (4) 山口藩出身の三名以外の概略は、宮地正人「廃藩置県後の政治過程」(『日本近代史における転換期の研究』山川出版社、昭和六十一年、七六頁) 参照。
- (5) 田村哲夫・樹下明紀編『萩藩給禄帳』昭和五十九年、六一二頁。
- (6) 時山彌八『もりのしげり』昭和五年、二六九頁。
- (7) 『諸隊惣人員帳』毛利家文庫六八諸隊一件九九。田村哲夫編『防長維新関係者要覧』昭和四十四年、四二頁。
- (8) 『大道村広報 第五一号 昭和三十年三月一日』内田家文書二九一八。
- (9) 『公文録 山口藩隊卒騒擾始末』国立公文書館蔵。田村哲夫編『防長維新関係者要覧』一三頁。
- (10) 以上、御園生翁甫『山口県右田村史』昭和二十九年、三七二―三七三頁。
- (11) 『公文録 粟田口止刑始末 一』のうち「於京都府兇徒団仲次郎外五名糾問口書上達」国立公文書館蔵。
- (12) 内田伸『大楽源太郎』風説社、昭和四十六年。六九頁。
- (13) 御園生翁甫『続防府市史』三九三頁(昭和三十五年)に引用されている神代直人口書は本稿で紹介する史料の文言とは異なり、大楽の名前が見えるが、典拠は不明。また内田伸『大楽源太郎』(前掲註12参照)には大楽が大村益次郎襲撃事件について触れた書状を紹介している(同書八一頁)が、典拠は不明。いずれにせよ両史料からも大楽が黒幕であるとは思われない。
- (14) 『天朝御沙汰 一件 参』毛利家文庫一雲上二八(五の三)。
- (15) 大津四郎右衛門(唯雪)は村田清風の次男。文政八年(一八二五)生。
- (16) 『大村益次郎』(大村益次郎先生伝記刊行会編、昭和十九年)では、「当時、長州藩には大楽源太郎等の一派があつて、神代等

に同情してゐたので、その罪案が鼻首となるを憐れみ、論して自裁せしめたのであらう。一説には大楽等が、背後にあつて彼等を使喚したので、事件の拡大することをおそれ、秘密裡に処理したとも伝へられてゐる。」(同書八四三頁)と記される。

(17) 中野目徹「近代太政官文書の形成過程―明治六年皇城炎上と「公文録」の編纂―」(『明治維新と史料学』吉川弘文館、平成二十二年)。

(18) 『諸記録綴込』については『山口県文書館所蔵アーカイブズガイド―幕末維新編―』(山口県文書館編、平成二十二年)六八〇―六八九頁参照。なお「諸記録綴込」の各丁には木活字の符号が朱色で押されており、この符号と「部寄編冊目録」(毛利家文庫五四目次八二)を対照させることによって、解体以前の簿冊名が判明する仕組みとなつてゐる。本稿での引用箇所の中には全て「二勺」印が押されており、「外邸応復状」という簿冊であつたことが分かる。

(19) 木梨平之進(信一)は萩藩大組士。天保十一年(一八四〇)九月生。幕末に代官など要職を務めた。後に百十銀行頭取。明治三十三年十二月二十二日死去(田村哲夫編『防長維新関係者要覧』三七頁)。史料当時は在京し、公用人を務めていた。

(20) なお、山口藩の公用人が木梨平之進から大津四郎右衛門に交替したのは、十月二十三日であつたことが別の史料から判明する

(「公文録 山口藩之部」)、国立公文書館蔵)。よつて大津は京都屋敷到着直後に神代直人捕縛の報せを聞き、処理にあつたと思われる。

(21) 別紙とは【文書a】と思われる。ちなみに、【文書a】と内容・文言ともほぼ変わらない文書が、「公文録 栗田口止刑始末」の中にもう一通存在する(「諸藩不審之者有無届」)。差出人が「毛利宰相内 大津四郎右衛門」と「毛利従三位内 木梨平之進」、日付が「十月」と「十月二十三日」という違いがある。副本では後者は太政官青色十行罫紙が使用されており、太政官側に残つた文書である可能性が高い。

(22) 略されているが、「天朝御沙汰一件」(毛利家文庫一雲上二八(五の三))に収録されている左記の文書だと思われる。

其藩士神代直人儀、御管轄内おみて召捕候段、先般御届有之候付、急々御引渡之儀及御引合置候処、右連累之者追々召捕、最早同人吟味詰候得へ一件結局之場合ニ運ひ候間、早々御引渡有之度、仍猶又申入候也

十一月三日 京都府(印)

山口藩

(23) 「各局奉伺録・罰事奉伺録」(毛利家文庫九諸省一九五(二の二))。なお、印影は「景廉(国貞直人、参政)、「重華」(杉孫七郎、参政)の丸印。なお、役職は『修訂版 防長回天史』第六

編下(大正十年)、一九九頁による。

- (24) 毛利家文庫七「藩臣日記三七」。
- (25) 「木梨連治乱御役控」毛利家文庫七「藩臣日記三八」。
- (26) 「各局奉伺録・罰事奉伺録」毛利家文庫九諸省二九五(二の二)。なお印影は「元雄」(毛利元雄：右田毛利家当主、毛利筑前元亮、副執政)、「元潔」(毛利元潔：吉敷毛利家当主出雲元一、執政)、「親基」(六戸親基：一門三丘戸家当主、六戸備前親基、副執政心得)、「景廉」(国貞直人、参政)。「誠一」(中村誠一、参政)の五名の丸印であり、神代直人の斬首は藩上層部の決定であることが判明する。役職は註(23)文献参照。
- (27) 田村哲夫編『明治維新関係者要覧』(四一頁)では、神代直人を「吉敷郡台道生」、その没年を明治二年十月二十日とし、「小郡に捕えられ萩に斬首」としているが典拠は不明。当時、既に藩庁は山口にあり、また「木梨連日誌」を見る限りにおいても山口の揚り屋に収監された後に斬首されたと考えられる。
- (28) 『木戸孝九日記』第一巻、明治二年十月二十七日条(日本史籍協会、昭和七年)。
- (29) 同右書、明治二年十月二十九日条。
- (30) 「御願届控 弐」毛利家文庫一雲上四四(六の二)。なお「公文録 粟田口止刑始末」のうち「同人(毛利従三位)ヨリ脱藩人大田瑞太郎他一名捕縛相成候ニ付於藩内斬首申付度願」に
- は、弁官と刑部省宛の同文書二通が収められているが、提出時の詳細なやりとりは記されていない。
- (31) 「京都府史 第一編 第十九号 政治部刑賞類附録 特裁刑典事類二」京都府立総合資料館蔵。
- (32) 「公文録 粟田口止刑始末」のうち「京都府ヨリ兇徒団仲次郎外五名処刑伺」。
- (33) 前掲註(31)参照。
- (34) この口供書は『大村益次郎』(大村益次郎先生伝記刊行会編、昭和十九年)に「東京飯島家蔵」として収録されている。なお、この口供書についても、毛利家文庫「天朝御沙汰一件」(一雲上二八(五の二))の中に同じ文書が存在するが、日付は「十月」とあるのみである。
- (35) 石川卓美・田中彰編『脱隊暴動一件紀事材料』(マツノ書店、昭和五六年)、二七〇～二八頁。
- (36) 同右書、二二〇～二三頁。
- (37) 「公文録 山口藩隊卒騷擾始末」のうち「宣撫使ヨリ大村兵部大輔墳墓破毀ノ事実取調可申出御達」。
- (38) 明治初期の山口藩における民衆の排外意識については、三宅紹宣「幕末・維新时期における諸階層の対外認識」(『歴史学研究』五九九、平成元年)、同「幕末期長州藩村落における対外的危機」(『山口県地方史研究』第一〇六号、平成二十三年)参照。